

○厚生労働省令第三百三十八号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第七条第五号及び第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されるものについての一括の要件については、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に關する法律施行規則第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。